

議会用語集

用 語	解 説
案件（あんけん）	調査または処理すべき事柄、議題となる問題のことをいいます。
委員会（いいんかい）	議会に提案された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するための機関です。常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などがあります。
委員会付託（いいんかいふたく）	議会に提案された議案などについて、所管の委員会に詳しい審査や調査を任せることをいいます。委員会における審査が終わると、委員長は本会議にその結果を報告し、その結果を参考に議決します。
委員会報告（いいんかいほうこく）	委員会に付託された議案などの審査や調査が終わった際に、報告書を作り委員長から議長に提出することをいいます。
委員長報告（いいんちょうほうこく）	委員会に付託された議案などの審査・調査の内容や結果を本会議で委員長が報告することをいいます。
意見書（いけんしょ）	地方自治法第99条の規程に基づき、議会は町の公益に関することについて、国会や国、北海道などの関係行政庁に対し議会の意思を文書で提出することができます。その文書のことを意見書といいます。
一時不再議（いちじふさいぎ）	一度議決した案件と同じ案件については、再び同じ会期中に議題として取り上げて審議や議決を行うことはできないという会議原則をいいます。
一問一答方式（いちもんいつとうほうしき）	一般質問において、議員が一問ずつ質問を行い、執行機関が答弁を行います。この質問と答弁を繰り返す進行方式のことをいいます。
一括議題（いっかつぎだい）	複数の議案を一括して議題とし、審議する方法をいいます。通常、議案は一つずつ審議しますが、関連する議案の一つずつ審議するのは議事運営上、非効率であるため、一括して議題とし、審議することができます。
一般質問（いっぱんしつもん）	個々の議員が町政全般にわたって、執行機関に対して事務の執行状況や方針、計画等について質問することをいいます。本町議会では各定例会において3日間程度、実施しています。
延会（えんかい）	その日の議事日程の一部が終了しない等の理由で、別日に延ばしてその日の会議を閉じることを行います。
開会（かいかい）	議会を開き、法的に活動できる状態にすることをいいます。本会議初日の冒頭に議長が宣言することで議会は開かれます。
会期（かいき）	議会が活動できる期間（開会日から閉会日）のことをいいます。本会議初日の冒頭で議決により決定します。
開議（かいぎ）	その日の本会議を開くことをいいます。議長の宣言により行います。
会議録（かいぎろく）	本会議の発言等の内容や、出席議員等を記した記録のことをいいます。
会議録署名議員（かいぎろくしょめいぎいん）	議会の会議録に議長とともに署名する者をいいます。会議録には議長ほか2名以上の署名が必要です。本会議初日の冒頭に議長の指名によって決まります。
会派（かいは）	議会内に結成された議員の同志的集合体のことをいいます。理念や政策等の考え方が近いもの同士で結成されるもので、本町議会では2名以上で会派を結成できます。
簡易表決（かんいひょうけつ）	議案に対する可否を決める際、あらかじめ反対者がいないと予想される場合に、議長が口頭で議会に異議がないか諮り、異議がなければ可決とする採決方法のことをいいます。
議案（ぎあん）	議会の議決を求めるために、町長や議員が提出する案件のことをいいます。
議会運営委員会（ぎかうんえいいんかい）	議会の運営やルール等について調査する委員会のことをいいます。
議決（ぎけつ）	個々の議員の案件に対する賛成、反対の意思表示の結果得られた議会の意思決定のことをいいます。議決の結果には次のような種類があります。 可決（または否決）：予算や条例、意見書、決議などの議案に対して賛成（または反対）の意思表示をすることをいいます。 承認（または不承認）：専決処分や町長、副町長等の退任について認める（または認めない）ことをいいます。 同意（または不同意）：教育委員会委員や農業委員会委員などの人事案件について、同意する（または同意しない）ことをいいます。 認定（または不認定）：決算の内容について認める（または認めない）ことをいいます。 採択（または不採択）：請願に対して、その内容に賛同する（または賛同しない）ことをいいます。

議会用語集

用 語	解 説
議事日程（ぎじにってい）	議長が定めるその日の本会議の議事の順序表のことをいいます。
議場（ぎじょう）	本会議が開催される場所のことをいいます。
議長（ぎちょう）	議員のうち、議会の選挙により選ばれて、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理する権限などが与えられた議会を代表する者をいいます。
休会（きゅうかい）	会期中に、休日や議案調査等のために会議が開かれな日のことをいいます。
起立表決（きりつひょうけつ）	議案に対する可否を決める際、賛成する者が起立する方法による表決のことをいいます。議案に対して反対が予想される場合に用いられるほか、簡易表決の際に異議を唱える声があった場合は起立表決となります。
決議（けつぎ）	意見書と同様に議会の意思を表明するもので、政治的効果を期待して、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由で議決されるものをいいます。
原案（げんあん）	町長や議員が提出した最初の議案のことをいいます。原案に対して修正が入ったものは修正案と呼ばれます。
採決（さいけつ）	議長が本会議で表決をとる行為のことをいいます。委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
裁決権（さいけつけん）	出席議員の過半数で決定する議案などについて、議長は議決に加わることができませんが、可否同数の場合に議長が可否を決定する権利のことをいいます。
再質疑（さいしつぎ）	議員が議題となっている議案等について質疑し、その答弁を聞いて、再度質疑することをいいます。一般質問の場合は再質問といいます。本町議会では、再質疑（再質問）は同一議題については、一人の議員につき2回までと規則で定めています。
採択（さいたく）	請願、陳情に対して、議会がその内容を審議して決定した賛否の意思決定のことをいいます。
散会（さんかい）	その日の議事日程に記載された事項がすべて終了し、その日の会議（本会議）を閉じることをいいます。
質疑（しつぎ）	議案等について、疑問点をたずねることをいいます。
執行機関（しっこうきかん）	議決機関としての議会に対し、町長をはじめとする各種機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）のことをいいます。
招集（しょうしゅう）	議会を開くために、議員に一定の日時、一定の場所への集合を要求することをいいます。なお、本会議である定例会、臨時会は町長が招集します。
上程（じょうてい）	議事日程に組み入れて議題とし、審議の対象とすることをいいます。
常任委員会（じょうにんいいんかい）	本会議に提案された議案や請願などのほか、所管する町政の事項について、専門的に詳しく審査や調査を行うための委員会です。本町議会には総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会の3委員会があります。
条例（じょうれい）	町の法律ともいえる自主法の中で、地方公共団体は法令に違反しない範囲で町の事務に関する条例を制定することができます。条例の制定、改正、廃止には議会の議決が必要です。
除斥（じょせき）	議員自身あるいは父母・祖父母・配偶者・子・孫・兄弟姉妹の一身上に関する事柄、またはこれらの人が従事する業務に直接の利害関係がある事柄が議題とされるときに、その議員を議場から退席させることをいいます。
審議（しんぎ）	本会議において、議案などの案件について質疑、討論をし、表決をする一連の過程のことをいいます。
審査（しんさ）	委員会において、付託を受けた議案・請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
人事案件（じんじあんけん）	町長が議会の同意を得て選任または任命する人事に関し、議会の同意を得るために提出する議案のことをいいます。教育委員会や農業委員会、監査委員等があたります。
請願（せいがん）	議会に対し、町の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で希望を述べることをいいます。請願には必ず、その請願内容の趣旨に賛同する紹介議員の署名が必要です。議員の紹介がないものは陳情といいます。
先議案件（せんぎあんけん）	通常、議案はあらかじめ予定された採決日や閉会日に議決しますが、その日を待たずに会期の途中で議決することをいいます。本町議会では執行機関の速やかな業務執行に資するため、補正予算や契約等の議案については先議案件として会期の初日に議決することが多いです。

議会用語集

用 語	解 説
専決処分（せんけつしよぶん）	議会が議決しなければならない事項を、時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などに町長が代わって意思決定をすることをいいます。専決処分の後に初めて開かれる議会に報告し、承認を求める議案の提出が必要となります。
調査（ちょうさ）	町の事務に関して町長やその他の執行機関の職員に質問したり、資料の提出を要求したりなど、事務の執行状況や課題等を調べることをいいます。
懲罰（ちょうばつ）	議会の紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のことをいいます。
陳情（ちんじょう）	議会に対し、町の仕事に関することや地域の身近な問題について、文書で意見や要望を述べることをいいます。形式としては請願と同じですが、陳情の提出には紹介議員の署名は必要ありません。
追加議案（ついかぎあん）	議案は通常、議会の開会日に提出、上程されますが、その後の会期中に追加で提出、上程される議案のことをいいます。
定足数（ていそくすう）	会議を開き審議を進め意思決定をするために必要とされる最小限の出席議員の数のことをいいます。議員定数の半数以上が必要なため、本町議会では議員定数が16名なので、8名以上の出席が必要となります（議長を含む）。
定例会（ていれいかい）	定期的に招集される議会のことをいいます。定例会の回数は条例で定めており、年4回開かれます（3月、6月、9月、12月）。これとは別に必要に応じて開催される臨時会があります。
動議（どうぎ）	会議の進行または手続きに関して議員からなされる提案のことをいいます。予算等に対する修正動議や、懲罰を提案する懲罰動議などがあります。
答弁（とうべん）	本会議や委員会などで、議員の質疑・質問に対して町長や教育長、関係課長などが回答や説明を行うことをいいます。
討論（とうろん）	会議において、表決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することをいいます。討論は単に賛否を明らかにするだけではなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員を自己の意見に賛同させることを目的に行われます。
特別委員会（とくべついいんかい）	特定の問題を審査するために必要に応じて設置される委員会のことをいいます。本町議会では3月定例会にて予算審査特別委員会が、9月定例会にて決算審査特別委員会がそれぞれ設置されるほか、常設の特別委員会として自衛隊駐屯地特別委員会と広報広聴特別委員会の二つの委員会が設置されています。
二代表制（にげんだいひょうせい）	執行機関の長である町長と、議決機関の構成員である町議会議員の両方を町民が直接選挙によって選ぶ制度のことをいいます。両者は対等な関係にあり、議論を重ねながら町の発展のために尽力しています。
発議（はつぎ）	議員または委員会が議案を提出することをいいます。
表決（ひょうけつ）	個々の議員が案件に対する賛成・反対の意思表明をすることをいいます。議長または委員長が議員または委員の表決をとる一連の行為を採決といいます。
付議事件（ふぎじけん）	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
副議長（ふくぎちょう）	議長に事故があるときなど、議長がその職務を執行できない場合に代わりに議長の職務を行うものとして、議会の選挙により選出された議員のことをいいます。
附帯決議（ふたいけつぎ）	議案を議決する際に付け加えられる議会の意見や要望のことをいいます。議決による可否だけでは表明しきれない議会としての意思を付け加えるもので、町長等にこれを尊重する政治的、道義的な責務を負わせるにとどまるものであり、法的な拘束力は有しません。
閉会中の継続審査・調査（へいかいちゅうのけいぞくしんさ・ちょうさ）	委員会での審査（調査）が終了していない案件は、原則として次の会期に引き継がれることなく消滅しますが、例外として議会の議決により閉会中も引き続き審査（調査）を行うことをいいます。
閉会（へいかい）	定例会または臨時会の会期が終了または全日程が終了した場合に議会を閉じることをいいます。
本会議（ほんかいぎ）	定例会や臨時会において、全議員で構成する議会の会議のことをいいます。議案の審議や議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。
臨時会（りんじかい）	定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の事件に限って審議するために臨時招集される議会のことをいいます。